

第4回丹波市上下水道事業運営審議会

議 事 録

令和7年8月29日（金）
春日住民センター 大会議室

- 1 開会日時 令和7年8月29日(金) 午後1時30分 開 会
- 2 開催場所 春日住民センター 大会議室
- 3 出席者 (委 員)
笹川一太郎 委員、野垣 克巳 委員
坂谷 高義 委員、内堀 恭子 委員
國光はるみ 委員、吉見 温美 委員
関下 弘樹 委員、荻野隆太郎 委員
神 成 徹 委員
委員 9名
- 4 傍聴者 1 名
- 5 事務局 内堀日出男 上下水道部長、村上 健 下水道課長
荒木 敏明 水道課長、森津 和之 水道課副課長
矢持 竜児 下水道課経理係長、玉水 秀和 下水道課工務係長
池上 大樹 水道課施設係長
藤 井 大 主査、西山美由紀 主査
事務局 9名
- 6 会議に付した議題及び案件とその内容
次 第 1 開会
次 第 2 会長あいさつ
次 第 3 委嘱書交付
次 第 4 資格審査報告
次 第 5 議事録署名人選出
次 第 6 報告
(1) 渇水対策の状況
(2) 「たんば水ビジョン 2055」について
次 第 7 協議
(1) 丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度の
あり方について
次 第 8 その他
次 第 9 閉会

7 議事の経過

1 開 会

(事務局)

ただいまから、第4回の丹波市上下水道事業運営審議会を開会いたします。
委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

2 会長あいさつ

(事務局)

それでは、最初に坂谷会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(会長)

今年の夏は、例年に比べ非常に暑くなっておりますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

本日は、第4回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

今年は雨が非常に少なく、三宝ダムの貯水率もかなり低下しているようです。春日のレジャープールも営業を中止しなければならない状況で、水道事業の運営にとってはやむなしではありますが、夏休みの子供たちにとっては、楽しみにしていただけに残念だったと思います。

本日は、渇水対策の状況と「たんば水ビジョン 2055」の策定状況との2件の報告と、「受益者負担金・分担金のあり方について」の協議という会議の内容となっておりますので、委員の皆様よろしく願います。

(事務局)

ありがとうございました。

3 委嘱書交付

(事務局)

続いて、次第3 委嘱書の交付ですが、消費者協議会から選出されておられた中道様がご都合により内堀恭子様に交代されます。

上下水道部長から委嘱書を交付させていただきます。内堀様、その場で結構ですので、ご起立をお願いいたします。

— 委嘱書交付 —

内堀様、ひとことで結構ですので、ご挨拶をお願いいたします。

(内堀委員)

ありがとうございます。お役に立てるかどうかわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

4 資格審査報告

(事務局)

ありがとうございました。

それでは、ここからは坂谷会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、次第4 資格審査報告をお願いします。

(事務局)

本審議会の委員数は9名でございます。本日、ご出席の委員様は、9名で、全員の出席でございます。よって、条例第6条の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

5 議事録署名人選出

(会 長)

続きまして、次第5 本日の議事録作成のため、私から議事録署名人を指名させていただきます。

吉見委員、荻野委員に議事録署名人をお願いします。お二人には、後日、事務局において議事録が作成されましたら、内容を確認いただき、署名をお願いいたします。

6 報 告

(会 長)

それでは、まず、渇水対策本部の設置状況について、報告をお願いします。

— 資料により説明 —

(会 長)

ありがとうございました。

渇水状況について、何かご質問等ありますか。

(委 員)

県の災害協定とは、具体的にどのようなものか説明してください。

(事 務 局)

県域の全市町が協定を結び、地震などの災害時に給水車を出すなど、出動可能な市町が手を挙げ、支援を必要としている市町の応援に向かいます。丹波市では、平成 26 年の豪雨災害の際に、この協定に基づき、県が主導となって各市町が班体制を取り、支援していただきました。

(委 員)

それは水道事業のみで下水道事業は対象にはならないのでしょうか。

(事 務 局)

下水道事業は下水道事業で別の協定を結んでおり、災害時には相互に協力し合える体制を整えています。

(会 長)

その他、ご質問等ありますか。

ないようですので、続いて「たんば水ビジョン 2055」の策定状況について、報告をお願いします。

— 資料により説明 —

(会 長)

ありがとうございました。

ここまででご質問があればお伺いします。

(委 員)

スケジュールとしては、2月頃完成するかと思いますが、その中で水融通に関する危機管理についての考え方を教えてください。

(事 務 局)

水融通の観点としては、人口減少に伴い、施設を効率よく運用するために統廃合を行っていきます。

もう一つは、まだつながっていない地域同士を管路でつないで水融通するというのも危機管理として必要な措置です。そういった場合は、基本的には相互融通といった観点で整備していくことになりそうですし、ビジョンでも掲げていく予定としています。

(委 員)

フォローアップに関して、(計画を)5年ごとに見直していくといったお話がありますが、事後の進捗管理や評価に関して具体的な計画はありますか。

(事 務 局)

ビジョンについては、作成して終了ではなく、30年、50年という長い計画になるので、その都度見直していくことになります。見直しの周期については現在検討していませんが、有収率や人口減少により水需要も変化してくるため、当初の見込みから変わってきます。そのため、計画自体が前後することもあり、随時見直すこととしています。

(委 員)

定期的にチェックをかけていくということが個人的には必要と感じているので、できれば一年ごとに数値を把握し、そこで見直しをかけるかどうかは判断が必要となりますが、そういった仕組みのビルトインが必要ではないかと考えます。

(会 長)

その他、質問等なければ水道課はここまでとなりますが、水道事業に関することで何かご質問等ありますか。

ないようでしたら、水道課はここで退席してください。

では、一旦ここで休憩をはさみます。

再開は14時15分とします。

— 休憩 —

7 協 議

(会 長)

それでは、次第7 協議に移ります。

「受益者負担金・分担金のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、このあと担当からご説明させていただきますが、新しい委員さんもいらっしゃいますので、まずは、これまでの議論の経過からご説明させていただきます。

そこで一旦話を区切り、審議会としての意見集約を図っていただきたいと思います。それで賛同いただけましたら、次の「工事負担金額の算定(案)」について説明させていただき、再度意見を伺いたいと思います。

工事負担金額の算定案については、いくつかの案を提示しますので、本日は算定案に対するご意見を伺うことにとどめ、次回具体的にどの案とするのか決定したいと思います。

－ 資料により説明 －

(会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、今後の受益者負担のあり方について、市内で統一した負担とし、受益者負担金制度を工事負担金制度に改めてもよいか、とのことでした。

あらためて、何かご意見、ご質問があれば伺います。いかがでしょうか。

(委員)

原則、この考え方で問題ないかと思われます。

そこで質問ですが、建物の用途によって負担金額に差があったとのことですが、それは例えば飲食店の場合、有機物が多く排出されることで下水道施設の処理コストがかかることなどに関連してのことと思われます。今後はそういったことは含まないということでしょうか。それによって、実際経営面に影響がないのであればよいかと思いますが。

(事務局)

おっしゃるように、これまでは事業費の一部を負担いただくため、汚泥負荷の高いところは負担が大きかったのですが、今後は公共ます設置工事費に改めるため、どういった建築用途であっても工事費は変わらないということになります。確かに、飲食店などは BOD(水質汚染の程度を示す指標)が高くなりますが、そういった汚泥負荷の高いところは、受益者負担金ではなく下水道使用料で回収していきたいと考えています。

(委員)

収支に影響がなければ、工事費を算定基礎としてよいかと思います。

(事務局)

今から工事負担金額の算定について提案させていただきますが、案によっては現在の収入よりも減少する場合があります。現在の受益者負担金で言いますと、年間 70 件ほどの申請があり、約 3,500 万円の収入がありますが、今後制度を改定し、仮に収入が減少した場合については、一般会計からの繰出金(補助金)が増加するため、収益には影響はないと考えております。

(委員)

公共ますというのは、建物の大きさや流量によって口径は変わらないのでしょうか。それによって、工事費が上下するのではないかと思うのですが。例えば、スーパーなどの大型施設が建設された場合、大きな管が必要になると思うのですが、そうすると工事費も増加しますか。

(事 務 局)

丹波市の標準的な取付管の口径は、100mmですが、使用量に応じて変わる場合もあります。ただし、そういった場合でも公共ます設置工事費にさほど変わりはありません。

(委 員)

資料中の「どこに何を建てても負担は一律」との記載について、簡単に説明をお願いします。

(事 務 局)

先ほど説明させていただいたとおり、現在の制度では、柏原地域、氷上地域の一部は面積制、その他の地域は単位制で算定しておりますが、市内で統一するということは、市内のどこに何を建てても同じ負担金額で下水道に加入していただけるということです。また、現在徴収した負担金は、当時施設を整備した際に借りたお金の償還に充てていますが、今後は工事費そのものに充てていくことを考えています。

(委 員)

その設置工事費は、公共ますの大きさによって違うということですね。公共ます設置工事費相当額を算定基礎とするということは、公共ますの設置負担額を上げるということですか。

(事 務 局)

負担金額は今から決めていただくことになりますが、今後は、下水道区域内であれば、どなたがどの場所に設置しても、どのような用途であっても、公共ますの大小にかかわらず同じ金額で下水道に加入いただけるということです。

(事 務 局)

まず、一つ目の「市内で統一した負担とする」ということですが、現在は負担金額が地域間でまちまちであるというのは不公平ではないかといった議論があったことから、市内で負担金額を統一することで地域間の不公平をなくすというものです。

次に、二つ目の「工事負担金制度」というのは、これまでは、面積に応じてあるいは建物の用途に応じて算定していたため、負担金額のばらつきが生じていたので、それを払しょくするため算定基礎、いわゆる考え方を一つにしたい。その算定基礎として、現在は市が負担している公共ます設置費用の相当額を負担していただいてはどうかということです。現在の受益者負担金制度は廃止し、新たに工事負担金制度にすることで考え方を改めてみましょう、というものです。

そういったことから、市内で統一し、考え方を改めた結果、「公共ますの大きさ如何にかかわらず、負担金額は一律」というご提案をさせていただきました。

(委 員)

それによって、不公平は生じませんか。

(事 務 局)

現在に比べると、不公平感は減少するのではないのでしょうか。

これについては、何をもって不公平なのかといった議論を深めないと、不公平になっている面もあるかもしれません。例えば、工事負担金額を20万円と決定したとして、世代間で考えた場合、これまでの制度で42万円納付された方からすると負担金額が下がるため、不公平を感じるかもしれません。あるいは、単位制の地域の場合、建物の用途によって算定するため、一

般住宅とそれ以外の用途で、また、面積制と単位制の地域で負担金額に大きな差があることをお話ししましたが、負担金額を統一することで、これまで納付された方の間で損得があり、そういった面では不公平感は必ず生じるということになります。

ただし、制度を改定する時には一定の不公平は生じますが、それを不公平と捉えるかは別の議論だと考えます。市としては、より不公平感を少なくするにはどうすればよいかを検討した結果、暫定条例を廃止し、制度改正をしたいと考えています。

(委 員)

今の時代ですから、市で統一というのは良いと思います。

ただ、「どこに何を建てても負担は一律」という考え方は、理解に苦しみます。例えば、大きな工場など使用量が多い箇所も負担が一律という解釈はわかりにくいので、説明してください。

(事 務 局)

今回算定基礎として提案したのは、公共ますの設置工事費ですので、どこで何を建てても金額は変わらないということになります。使用量が多い箇所については、当然その分処理費がかかりますが、下水道事業の原則に基づき、維持管理費は下水道使用料で回収していきたいと考えております。

(事 務 局)

おそらく、汚泥負荷の低い一般家庭に比べ、汚泥負荷の高い場所は処理費用がかかるため、負担額を上げるべきではないかとお考えかと思いますが、先ほどご説明した通り、それは使用料で賄っていきたいと考えておりますので、負担金制度とは別物として考えております。

考え方の基礎として、こういった制度改正をする際には、「わかりやすく、シンプルに」を目指しておりますので、できるだけシンプルな考え方で提案をしております。先ほど不公平感のお話がありましたが、汚泥負荷の高い箇所と汚泥負荷の低い一般家庭の負担が同じというのは、当然不公平が生じます。それを一律にする際には、何らかの不公平は目をつぶらないと完全な一律というのは困難と考えます。もちろん、汚泥負荷に目を向けてそこを公平にすると考えるならば、汚泥負荷に応じて負担金段階を作成することになりますが、こちらからは市民に分かりやすい、シンプルな制度を提案させていただいたとご理解いただきたいと思います。

(委 員)

工事負担金制度となった場合、工事の発注は市でされますか。

また、現場によって工事費に差が生じると思いますが、工事費が負担金額を超える場合もありますね。

(事 務 局)

これまでもこれから、工事の発注は市で行います。

当然、現場によって負担金額との差は生じますので、負担金額をどのあたりに設定するのか、この後ご意見伺いたいと思います。

(会 長)

それでは、意見が出尽くしたようですので、集約に移ります。

受益者負担のあり方について、一点目、地域間の格差を解消して、市内で統一した負担とする、二点目、公共ます設置工事費相当額を基礎とする工事負担金制度とする、審議会としてこの方向で定め、議論を次に進めてよろしいか。よろしければ挙手をお願いします。

－ 挙手全員 －

ありがとうございます。賛成全員により、この方向で進めますが、事務局もよろしいですか。

(事務局)

進めていただいて結構ですが、資料の2ページをご覧ください。

工事負担金制度とした場合、事務上の手続きにはなりますが、面積制の考え方がなくなりますので、旧柏原町と旧氷上町の、いわゆる暫定条例については廃止することになります。具体的には、新しい条例を制定し、その条例の「附則(補足説明のようなもの)」において、旧柏原町と旧氷上町の条例は廃止すると明記します。

また、徴収を猶予している土地についても、新しい条例の施行日をもって、徴収の猶予と賦課決定そのものを取り消します。

したがって、①で方向性が定まると、自動的に②と③についても賛成いただいたということについて、ご承知おきください。

(委員)

猶予地について、農地とはどのあたりまで「農地」としているのでしょうか。例えば、農業振興地域は含むのでしょうか。

(事務局)

あくまでも、猶予地を設定しているのは、面積制である旧柏原町と成松、西中など旧氷上町の一部で、春日町、山南町、市島町には猶予地はありません。おそらく、下水道区域を設定した際に農業振興地域については区域から除外しているものと思われます。

(会長)

ありがとうございました。

それでは、続いて事務局から「工事負担額の算定(案)」を説明してください。

－ 資料により説明 －

(会長)

ただ今説明がありました内容について、ご意見・ご質問等受けたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

新たな制度の名称としては「工事負担金制度」ですから、そうすると②案の実際の工事費で算定するのが趣旨に合っていると思います。

③案、④案については、これまでの制度の金額を基に算定されていますが、実際の工事費以下なので、金額が足りないということになります。この足りない分はこれまでどうされていたのでしょうか。税金で補填されていたという認識で間違いないのでしょうか。

(事務局)

足りない分は、一般会計からの繰出金や借金で補填しています。

(委員)

要は税金ですね。公共ますの設置に関しては赤字ということですから、これをいつまで続けていくのか。将来的なことを考えると、②案が妥当かと思います。

①案は、仮定の工事費なので、実際の金額とは違いますよね。そういった意味では、標準工事費の設定が合っているのか、疑問に感じます。

③案と④案に関しては、実際の工事費以下なので、将来は同じ工事をしたとしてこの金額で間に合うかどうかわかりません。

ここで実際の工事費に沿って算定し、将来物価変動などあればそれに準じて金額を上げていくといったことを決めておけば、将来的にも②案が妥当ではないかと私は考えます。

(委 員)

私が考えるに、経過措置や時限措置を取らない前提の案になっているので、実際の工事費で算定するというのは妥当性が高いと考えます。

ただ、現在の負担額と比較すると、非常に上げ幅が大きくなるので、将来的な下水道事業を維持していくという視点に立って金額を決めるのであれば、②案は批准が高いと思われますが、この先制度の改正について、あまりにも上げ幅が大きくなると、難しい局面が出てくる可能性もあります。

そういったことを踏まえると、経過措置がない中では、現状に近い金額から始めていってはどうかと思います。将来的には負担を上げていかなければならないというのはあるかと思うので、附則対応するなど何らかの条件付けをしたうえで、最初の頃は負担を少し軽減するといった考え方に立ってもいいのかと思います。

(委 員)

結局、設置する人が払うのか、市民全員でカバーするのかということですが、設置した人が払うのが正当だと思います。ただし、実際の工事費の算定が、スペック上もう少し安価で設計できる方法はなかったか、そういった努力はしていただけたらと思います。

(委 員)

将来の下水道事業を考えると実際の工事費というのも重要ですが、丹波市のまちづくりという視点から設置しやすい金額に落ち着くのがいいのではないかと考えます。

(委 員)

消費者の立場では、安価な方がありがたいというのはありますが、将来的に借金を残してまで負担を下げるのはいかがなものかと思うので、③案あたりの金額から段階的に上げていってはどうかと思います。

(委 員)

できるだけ将来的な負担を残さないという制度設計は必要になりますし、一方で生活者としてどう捉えるかといった視点も必要になってきます。その辺りはバランスを取って、将来的には財政的に負担を残さないような徴収を目指していく、そういった方向性が今出てきたご意見ではないかと思います。

8 その他

(会 長)

それでは、次回に意見を集約し、議論を深めたいと思います。

続きまして、次第8 その他でございますが、事務局から何かございますか。

(事 務 局)

こちらからは特にございません。

(会 長)

それでは、本日の審議会は、これで終了します。

閉会にあたりまして、笹川副会長から挨拶をお願いいたします。

9 閉 会

(副 会 長)

本日は大変ご苦労様でした。

本日の審議を十二分にさせていただいたと思います。ページをめくるたび、課題の多い審議会だと感じますが、市民として上下水道事業の課題は重要だと感じておりますので、今後とも頑張っていきましょう。

本日はお疲れさまでした。

午後 3 時 30 分終了